

銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、銚子市しごと・ひと・まち創生総合戦略及び千葉県まち・ひと・しごと創生推進交付金計画に基づき、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から本市に移住した者に対し、予算の範囲内において銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、銚子市補助金等交付規則(昭和33年銚子市規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に規定する東京都の特別区の区域をいう。
- (3) マッチングサイト 千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設されたインターネットサイトをいう。
- (4) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。
- (5) 転入 本市に新たに住所を定め、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (6) 転出 本市から住所を移し、本市の住民基本台帳から記録が消除されることをいう。

(交付対象者)

第3条 移住支援金の交付の対象となる者は、申請時において、別表第1に掲げる要件を満たす者のうち、別表第2、別表第3、別表第4又は別表第5に掲げる要件を満たすものとする。

(移住支援金の額)

第4条 移住支援金の額は、単身世帯の申請の場合にあつては60万円、2人以上の世帯の申請の場合にあつては100万円とする。

- 2 2人以上の世帯の申請の場合であって、18歳未満の世帯員が申請者と同時に転入したときの移住支援金の額は、前項に規定する額に100万円を加算して得た額とする。

(交付の申請)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、銚子市UIJターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付申請書（別記様式第1号）に、次の表に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

区分	提出書類
1 全員が提出する書類	(1) 写真付き身分証明書等の写し（本人確認ができるもの） (2) 住民票の謄本（本籍地及び続柄の記載があるもの） (3) 転入前の住民票の除票の写し（在住地及び在住期間を確認できる書類） (4) 世帯全員に銚子市の市税等に滞納がないことを証する書類 (5) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
2 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類	東京23区で就業していた企業等の就業証明書（在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
3 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類	(1) 開業届出済証明書等（在勤地を確認できる書類） (2) 個人事業等の納税証明書（在勤期間を確認できる書類）
4 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した者が提出する書類	(1) 卒業証明書（在学期間及び卒業校を確認できる書類） (2) 2に定める書類
5 別表第1の4の要件に該当する申請者	転入前の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の在住地を確認できる書類）

6 別表第2の要件に該当する申請者	就業先企業等の就業証明書（別記様式第3号）
7 別表第3の要件に該当する申請者	テレワークに関する就業先企業等の就業証明書（別記様式第4号）
8 別表第4の要件に該当する申請者	起業支援金交付決定通知書
9 別表第5の要件に該当する申請者	関係人口に関する就業先企業等の就業証明書（別記様式第5号）
10 その他	市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定し、銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付決定（却下）通知書（別記様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第7条 市長は、前条の規定による交付決定を行ったときは、第5条の申請書をもって規則第11条に規定する実績報告がなされたものとみなす。

2 前条の規定による交付決定を行ったときは、同条に規定する通知をもって規則第13条に規定する補助金等の額の確定を行ったものとする。

（交付の請求）

第8条 第6条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、銚子市U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第9条 市長は、移住支援金の交付に係る事業の状況を把握するために、必要があると認めるときは、交付決定者及びその世帯員の同意を得て、当該交付決定者及びその世帯員の居住の実態を確認することができる。

2 市長は、移住支援金の交付に係る事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告及び立入調査を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した移住支援金についてはそれぞれ当該各号に定める額の返還を請求することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき 全額
- (2) 移住支援金の申請日から3年未満に転出をしたとき 全額
- (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき 全額
- (4) 千葉県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消されたとき 全額
- (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出をした場合 半額

2 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を取り消したときは、銚子市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付決定取消通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により移住支援金の交付決定を取り消した場合において、既に移住支援金を交付しているときは、銚子市U I Jターンによる起業・就業者創出事業移住支援金返還請求書（別記様式9号）により、期限定めてその返還を請求するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

移住に関する要件

1 転入前の住所等に関する要件	次のいずれにも該当すること。この場合において、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等に就職した者については、通学期間を次の各対象期間に含めることができる。 (1) 転入をする直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
-----------------	---

	(2) 転入をする直前に、連続して1年以上、東京23区内又は埼玉県、東京都及び神奈川県の中の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、転入前3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
2 転入後に関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 令和7年8月1日以降に転入した者であること。 (2) 移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。
3 その他の要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力の関係者と関係を有する者でないこと。 (2) 次のいずれかに該当すること。 ア 日本人 イ 外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有するもの (3) その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
4 複数人世帯に関する要件（複数人世帯向けの移住支援金の交付を申請する場合に限る。）	次のいずれにも該当すること。 (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が転入前において、同一世帯に属していたこと。 (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。 (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入1年以内であること。 (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、3に定める3要件を満たすこと。

別表第2（第3条関係）

就業に関する要件	1 一般の場合
----------	---------

	次のいずれにも該当すること。 (1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。 (2) 就業先が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載されている求人をしていること。 (3) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。 (4) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (5) 上記(2)の求人への応募日が、マッチングサイトに上記(2)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。 (6) 当該法人等において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (7) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 2 専門人材の場合 千葉県が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者にあつては、次のいずれにも該当すること。 (1) 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。 (2) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。 (3) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。 (5) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
--	---

別表第3(第3条関係)

テレワークに関する要件	次のいずれにも該当すること。 (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により転入した場合であつて、転入先を生活の本拠とし、転入前の業務を引き続き行うこと。
-------------	--

	(2) 転入先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。 (3) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
--	---

別表第 4（第 3 条関係）

起業に関する要件	移住支援金の申請日までの 1 年以内に、千葉県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
----------	--

別表第 5（第 3 条関係）

関係人口に関する要件	次に掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1) 支給対象者の要件 次のいずれかに該当すること。 ア 銚子市の移住体験ツアーに参加経験がある者 イ 銚子市や地域づくり団体が関わる地域づくり活動、地域の自治会行事や地域イベントに継続的に参加している者 ウ 銚子市に居住経験がある者 (2) 地域の担い手確保の要件 次のいずれかに該当すること。 ア 農林水産業に就業した者 イ 家業等へ就業した者 ウ 銚子市の創業支援事業計画に基づく「特定創業支援事業（創業スクールなど）」を受けた後、銚子市で創業した者
------------	---